

附則

(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第三条の改正規定及び附則第四条の規定は、平成二十一年一月一日から施行する。
(継続研修に関する経過措置)
第二条 この省令による改正後の弁理士法施行規則(以下「新規則」という。)(第二十五条第一項の規定により日本弁理士会が指定する研修期間が、次の表の上欄に掲げる期間である者は、日本弁理士会が行う弁理士法(以下「法」という。)(第三十一条の二に規定する研修(以下「継続研修」という。))を当該研修期間前にそれぞれ同表の下欄に掲げる単位以上受けるものとする。ただし、新たに弁理士の登録を受けた者についてはこの限りでない。

Table with 2 columns: 研修期間 (Training Period) and 単位数 (Number of Units). Rows include 平成二十一年度から平成二十五年まで (14 units), 平成二十二年から平成二十六年まで (28 units), 平成二十三年から平成二十七年まで (42 units), 平成二十四年度から平成二十八年まで (56 units).

2 平成二十年度に行う継続研修については、新規則第二十八条第一項中「事業年度の開始前」とあるのは、「事業年度の開始後、遅滞なく」と、事業年度ことにあらかじめ「経済産業大臣」とあるのは、「経済産業大臣」と読み替えるものとする。
(弁理士の情報公表に関する経過措置)
第三条 法第七十七条の二第一項の規定による公表については、この省令の施行の日から起算して六月間は、新規則第三十四条の規定にかかわらず、同条に掲げる事項のうち、同条第一号から第六号まで、第九号及び第十号に掲げる事項について行うことができるものとする。
(弁理士試験の論文式試験の免除に関する経過措置)
第四条 この省令による改正前の弁理士法施行規則(以下「旧規則」という。)(第三条に規定する科目について法第十一号第三号に該当する者は、新規則第三条に規定する科目について法第十一号第三号に該当する者とはみなし、その申請により、当該者が受験した次の表の上欄に掲げる旧規則第三条の規定による試験の科目の区分に応じ、同表の下欄に掲げる科目について行う新規則第三条の規定による試験を免除する。

Table with 2 columns: 旧試験科目 (Old Exam Subjects) and 新試験科目 (New Exam Subjects). Rows include 地球工学 (理工Ⅰ(工学)), 機械工学 (理工Ⅰ(工学)), 物理工学 (理工Ⅱ(数学・物理)), 情報通信工学 (理工Ⅴ(情報)), 応用化学 (理工Ⅲ(化学)), バイオテクノロジー (理工Ⅳ(生物)), 弁理士の業務に関する法律 (法律(弁理士の業務に関する法律)).

告示

○農林水産省告示第四百十号
指定漁業の許可及び取締りに関する省令等の一部を改正する省令(平成二十年農林水産省令第十四号)の施行に伴い、関係法令の規定に基づき、平成七年農林水産省告示第四百七十号等の一部を改正する等の告示を次のように定める。
平成二十年三月十九日
農林水産大臣 若林 正俊

平成七年農林水産省告示第四百七十号等の一部を改正する等の告示
第一 平成七年農林水産省告示第四百七十号(承認漁業等の取締りに関する省令第二十六号第三項の規定に基づき、漁獲成績報告書の様式を定める件)の一部を次のように改正する。
題名中「承認漁業等の取締りに関する省令第二十六号」を「特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令第二十二号」に改める。
9の備考の4中「承認漁業等の取締りに関する省令第二十二号」を「特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令第二十二号」に改める。

第二 平成七年農林水産省告示第四百七十一号(承認漁業等の取締りに関する省令第二十三号第四項の規定に基づき、届出書の様式を定める件)の一部を次のように改正する。
題名中「承認漁業等の取締りに関する省令第二十三号」を「特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令第十九号」に改める。
4の備考の2中「承認漁業等の取締りに関する省令第二十三号」を「特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令第十九号」に改める。

第三 平成七年農林水産省告示第四百七十二号(承認漁業等の取締りに関する省令第五号第四項の規定に基づき、申請書の様式を定める件)の一部を次のように改正する。
題名中「承認漁業等の取締りに関する省令」を「特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令」に改める。
1から5まで中「承認書」を「許可書」に改める。

○経済産業省告示第四十二号
経済産業省企業活動基本調査規則(平成四年九月二十二日通商産業省令第五十六号)第七号第二項の規定に基づき、企業活動基本調査票の様式を次のように定める。
なお、平成十九年経済産業省告示第七十七号(経済産業省企業活動基本調査規則に基づき企業活動基本調査票の様式を定める件)は廃止する。
平成二十年三月十九日

第四 平成十一年農林水産省告示第二百五十九号(漁船損害等補償法第百十三条の四第一号の危険の程度の区分を定める件)を次のように改正する。
第一号(中)中「承認漁業等の取締りに関する省令」を「特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令」に改める。

第五 平成十四年農林水産省告示第九百一号(承認漁業等の取締りに関する省令別表第三及び等流し網漁業の項の農林水産大臣が定める線(定める件)の一部を次のように改正する。
題名中「承認漁業等の取締りに関する省令」を「特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令」に改める。

第六 平成十五年農林水産省告示第四百三十五号(海面漁業生産統計調査規則の規定に基づき、農林水産大臣が定めるものを定める件)の一部を次のように改正する。
第三条第一項中「又は承認」を削る。

第七 平成十九年農林水産省告示第四百三十三号(承認漁業等の取締りに関する省令第十八号の二第一項及び第二項の規定に基づき、衛星船位測定送信機による位置の報告義務について農林水産大臣が定める海域及び報告の方法を定める件)の一部を次のように改正する。
題名中「承認漁業等の取締りに関する省令」を「特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令」に改める。

第八 昭和二十七年農林省告示第七十七号(瀬戸内海漁業取締規則第三号第一項但書の規定に基づき期間及び海域を指定する告示)は、廃止する。
第九 平成十三年農林水産省告示第五百六十四号(指定漁業の許可及び取締りに関する省令第九十条の九第一項ただし書の規定に基づき農林水産大臣が別に定めて告示する箇条を定める件)は、廃止する。

附則
1 この告示は、平成二十年四月一日から施行する。
2 この告示の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。